２　私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	［(1)　略］
(2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	
(3)　学校法人の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	
(4)～(6)　［略］	［略］
［略］	［略］
［１　略］	［略］
２　平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［削る］
［三　略］	
四　補正予算債償還費	

２　私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	［(1)　同上］
(2)　学校法人の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程	
［新設］	
(3)～(5)　［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［１　同上］	［同上］
２　平成十三年度補正予算債	］
(1)　平成十三年度補正予算債	
ア　一般公共事業（海岸事業（侵食対策事業に限る。）、治山事業（直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業、水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）及び都市計画事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県七十六・〇％分」という。）	
イ　一般公共事業（港湾事業、河川事業、海岸事業（侵食対策事業を除く。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、災害関連（湛水防除）事業、災害関連（激甚災害対策特別緊急）事業、災害関連（各種災害関連現年分）事業（災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業、砂防事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県六十六・〇％分」と	
［三　同上］	
四　補正予算債償還費	